

リスボン条約とチェコ共和国

——アイデンティティを問う契機としての歴史問題——

矢 田 部 順 二

はじめに

1. 条約批准問題の推移と前提としてのズデーテン・ドイツ人追放
 - 1-1. チェコ国内における批准問題の推移
 - 1-2. 追放問題とベネシュ大統領令
 2. 追放問題をめぐる体制転換後のチェコ＝ドイツ関係
 - 2-1. 体制転換直後の状況とランズマンシャフト
 - 2-2. 外交問題化した追放問題
 3. EU加盟問題とベネシュ大統領令
 - 3-1. 加盟交渉における歴史の軌
 - 3-2. EU加盟前後の政党の主張
 - 3-3. クラウスら欧州統合懐疑論者の主張とリスボン条約案
- おわりに

は じ め に

2009年秋、チェコ共和国¹⁾の動向は、欧州連合（EU）の政治統合を一段と強化するためのリスボン条約の批准問題に関連して国際的に耳目を集めた。チェコにおいては条約の承認には、上下両院それぞれが批准を可決したのち、大統領が批准書に署名することが必要であるが、クラウス Václav Klaus 現チェコ大統領は署名の可否をめぐり、リスボン条約に批判的な発言を繰り返し、批准作業の引き延ばしとも取られる対応をした。結局、チェ

1) 本稿における「チェコスロヴァキア」とは、とくに断りのない場合、1918年10月28日から1992年12月31日までのチェコとスロヴァキアの共同国家を指し、「チェコ」とは1993年以降のチェコ共和国を指す。

コ大統領による条約批准書への署名は、憲法裁判所による合憲判断が出た11月3日におこなわれ、リスボン条約にチェコが一部修正を求める形での批准となった²⁾。

このようなチェコ側の対応の背景には、第二次世界大戦後にチェコスロヴァキア領から追放されたドイツ系住民が財産返還要求する可能性を未然に防ぐ意図が込められていたとされる。チェコ領内に居住していた300万人ほどのドイツ系住民は第二次世界大戦後、当時の大統領による命令（大統領令, *decretý, decrees*）によって祖国を追われた。第二次世界大戦期にチェコスロヴァキアがドイツ第三帝国の侵略政策の対象になった原因は、ズデーテン地方を中心に親ナチス世論を形成したドイツ系住民にあったというのが理由であった。

そしてこのズデーテン・ドイツ人追放問題は、体制転換後のチェコ政治において、外交や内政に再三影を落とす争点であり続けてきた³⁾。追放されたズデーテン・ドイツ人の子孫は、ドイツを中心に被追放者団体を組織し没収財産の返還をチェコ政府に求めており、追放政策についても人権に反する行為として、これを決定した大統領令の廃棄を要求した。また被追放者団体は、チェコのEU加盟についても異を唱え、加盟国政府に圧力をかけたと言われている。

リスボン条約は欧州連合基本権憲章に法的拘束力を持たせることとしていたため、チェコの右派政治家たちは、大統領令が基本権憲章に抵触するものとして欧州司法裁判所に提訴されることを警戒した。さらに、チェコ

2) 「2009年11月3日付憲法裁判諸決定に対する共和国大統領声明」

<http://www.klaus.cz/clanky/560>。

3) 矢田部順二, 1997年, 『『追放』ズデーテン・ドイツ人補償問題をめぐるチェコ＝ドイツ関係の現状』 齊藤 孝編 『20世紀政治史の諸問題』, 彩流社, 263-300頁。
矢田部順二, 1998年, 『『チェコ＝ドイツ和解宣言』の調印に見る戦後の清算——ズデーテン・ドイツ人の『追放』をめぐって——』 『修道法学』 20巻 1号, 119-154頁。
矢田部順二, 2010年, 「チェコ＝ドイツ未来基金設立の背景と現状——民主化がもたらした歴史認識の問題を中心に——」 編 『変容する冷戦後の世界——ヨーロッパのリベラルデモクラシー』, 春風社, 167-192頁。

国内では市民レベルでナショナリストを中心に、リスボン条約への反対運動まで組織される状況であった⁴⁾。

本稿では、クラウスの行動の背景にある主張は何か、その理由は何か、この国の歴史問題を軸に現在の内政・外交問題と絡めながら整理していく。クラウス大統領はもともと、欧州統合の性急な動きに対しては、懐疑論者で知られる人物である。しかし、個人的な見解のみで行動したとするのも皮相的な見方であろう。チェコ国内政治との関連性についても検証する必要がある。

欧州の統合過程にその一員として加わることになったチェコにとっては、ズデーテン・ドイツ人追放問題のような「歴史の棘」を溶かす作業そのものが、自国のアイデンティティーと向き合い、ヨーロッパと向き合う作業になっている。以下ではリスボン条約批准問題をきっかけに改めて注目された歴史問題を、欧州統合との関連から整理し、チェコはなぜ、リスボン条約に異を唱えたのか、その背景を地域研究の立場から考えたい⁵⁾。

4) 例えば、「反リスボン～リスボン条約のない欧州のために」Ne Lisabonu: Pro Evropu bez Lisabonské smlouvy <http://www.nelisabonu.cz/uvod>。

5) ここでごく簡単にこのテーマに関する先行研究について言及しておきたい。邦語文献によるこの問題への言及はまだ少ない。上記注3の3つの拙稿のほか、篠原 琢、1990年、「第二次大戦後の中部ヨーロッパ秩序と「ズデーテン・ドイツ人」の追放問題」『歴史と地理』第8号、1-14頁、を挙げておく。1997年以前の文献については、矢田部順二、1997年、292-293頁を参照されたい。その後、チェコでは第二次世界大戦中の国外・国内政治活動に関する本格的な実証研究が進んだ（例えば、Kuklík, Jan and Jan Němeček, 2003. *Proti Benešovi!: Česká a slovenská protibenešovská opozice v Londýně 1939-1945*. Praha. など）。2000年以降では、EUへの加盟交渉が進展する中、チェコにおける欧州懐疑論に関心が集まっている（Tampke, Jürgen, 2003. *Czech-German Relations and the Politics of Central Europe: From Bohemia to the EU*, New York, Macmillan., Linden, Ronald H. and Lisa M. Pohlman, 2003. “Now You See It, Now You Don’t: Anti-EU Politics in Central and Southeast Europe” In: *European Integration* Vol. 25(4): 311-334., Nagengast, Emil, 2003. “The Beneš Decrees and EU Enlargement” In: *European Integration* Vol. 25(4): 335-350., Domnitz, Christian, 2007. *Zápas o Benešovy dekrety před vstupem do Evropské unie: Diskuse v Evropském parlamentu a v Poslanecké sněmovně Parlamentu ČR v letech 2002-2003*. (přeložil M. Spurný) Praha, Dokořán., Hanley, ➤

1. 条約批准問題の推移と前提としてのズデーテン・ドイツ人追放

1-1. チェコ国内における批准問題の推移

2007年12月にリスボン条約が調印されてから、条約の批准問題はチェコ国内政治の懸案となった。まずこの問題の推移を概観しておきたい。

チェコ政府は年明けの1月29日に議会に対して条約批准の可否を付託した。そして4月24日に上院において、憲法裁判所に対する合憲性審査請求が決議されたため議会における批准作業は停止した⁶⁾。請求について憲法裁判所は11月26日、リスボン条約は国内法に抵触しない旨の裁定を下し、翌2009年2月18日に議会下院が、また5月6日には上院も条約の批准に同意した。この間にはリスボン条約の交渉を進めたトポラーネク Mirek Topolánek 内閣⁷⁾ が、3月26日に与党議員の造反によって不信任決議され、代わって5月8日にフィシエル Jan Fischer 内閣⁸⁾ が組閣されるなどチェコの内政は混乱した。

ところで上院が条約に同意した同じ日に、市民民主党 (ODS) のオベル

Seán, 2008. *The New Right in the New Europe: Czech Transformation and Right-Wing Politics*, 1989–2006. New York, Routledge., Szczerbak, Aleks and Paul Taggart, eds., 2008. *Opposing Europe?: The Comparative Party Politics of Euroscepticism, Vol. 1, Case Studies and Country Surveys*, Oxford, OUP., Havlík, Vlastimil, 2009. *České politické strany a evropská integrace: Evropeizace, evropanství, euroskepticismus?*, Brno, MUNI Press., Carbone, Maurizio, ed., 2010. *National Politics and European Integration: From the Constitution to the Lisbon Treaty*, Cheltenham, Edward Elgar Pub. Ltd. など)。なお、本稿では上記のほか、クラウス大統領のホームページ <http://www.klaus.cz/> のほか、チェコ外務省、チェコ議会（上院・下院）のホームページなども参照した。

6) 「チェコ外務省ホームページ」

http://www.mzv.cz/jnp/cz/zahranicni_vztahy/evropska_unie/lisabonska_smlouva/ratifikacni_proces_v_ceske_republice.html。

7) 第一次内閣は2006年9月から2007年1月。第二次内閣は2007年1月から2009年5月。

8) 2009年5月から2010年7月。なお、2010年6月の選挙の結果、現在はネチャス Petr Nečas 内閣が首相府を統括している。

ファルゼル Jiří Oberfalzer 上院議員が憲法裁判所に再審査請求をおこなうことを表明した。このため、その作業の間クラウス大統領は条約への署名を見合わせることにした。17名の賛同者を得たオベルファルゼルは、再審査請求を9月1日に憲法裁判所に提出したものの、憲法裁判所は10月6日に申立理由を不十分とし請求を棄却した。クラウス大統領は10月9日付けの声明の中で、憲法裁判所の決定を批判し、憲法裁判所に対して10月17日付で返書を送り、条約の発効にともなってチェコの法的拘束力が欧州連合基本権憲章によって損なわれる可能性を懸念した。チェコは条約の批准にあたって、イギリスやポーランドが求めた欧州連合基本権憲章の適用除外と同様の措置を署名の条件とし、これは10月29日-30日に開催された欧州理事会で認められた。

ここで問題になるのが、欧州連合基本権憲章によって損なわれる可能性のあるチェコの法的問題とは何であったのか、という点であろう。2009年10月9日の声明で、クラウス自身が言及している。

「批准の前には少なくとも適用除外の項目を交渉する必要があります。

リスボン条約がいわゆるベネシュ大統領令を損なうことのないことが保証されねばなりません。⁹⁾」

ここには、ズデーテン・ドイツ人の問題とは明言していないものの、ベネシュ大統領令という言葉に言及したことによって、被追放者団体の今後の動きをクラウスが懸念していたことが示されている。

1-2. 追放問題とベネシュ大統領令

つぎに前提として、ズデーテン・ドイツ人追放問題と、追放政策の法源となったベネシュ大統領令について説明しておきたい。

チェコスロヴァキアは1918年10月の独立以降、約300万人のドイツ系住民を抱えることになった。独立時のこの国の人口は約1300万人であったから、

9) 「リスボン条約に関する2009年10月9日付大統領声明」

<http://www.klaus.cz/clanky/1307>

この数字はけして小さなものではなかった。しかもオーストリア＝ハンガリー時代に支配民族であったドイツ系住民は、当初、この国の独立を受け入れようとせず新政府に抵抗した。20年代後半に入り、好調な経済状況を背景に、ようやくドイツ系住民はチェコ人社会と融和したが、それも世界恐慌の影響が及ぶと両民族関係は暗転した。少なからぬドイツ系住民は、隣国ドイツにおけるヒトラー政権の誕生を歓迎し、30年代後半には共和国中央政府に敵対した。

戦前のチェコスロヴァキアは冒頭にも述べたように、独立から20年に満たない38年9月に国境変更を余儀なくされ、その後のナチス・ドイツの支配では多くのチェコ人が命を落とした。1939年3月の共和国解体から8ヶ月後の11月、チェコ人およびスロヴァキア人の亡命政治家らはエドヴァルト・ベネシュEdvard Benešを中心にチェコスロヴァキア国民委員会を組織し、組織的な対独抵抗運動を開始した¹⁰⁾。彼らの活動は40年6月21日にロンドンで暫定亡命政府として連合国から認められたが、正式承認は、独ソ戦が開始された41年半ば以降となった。これ以降、国内の抵抗運動組織や亡命政府内部では、戦後のドイツ系住民追放案が具体化し、これは戦争末期には三大国からも容認されていった。ロンドン亡命政府は45年春にはモスクワへの亡命共産主義者と政策綱領を結び、戦後体制を構築する。そのような過程の中で、2月以降、ドイツ人の追放政策は「ベネシュ大統領令」として準備されていった。

1945年5月9日、チェコスロヴァキアがドイツ軍から完全解放されると、極度に混乱する戦後直後の国内では無秩序な報復熱の中で、ドイツ系住民への暴力や虐殺が相次いだ。これは戦後のチェコスロヴァキア政府が組織的に追放政策に取り組み始める8月まで続いた。ベネシュ大統領は、こうした混乱状況を抑える意味もあって、13の大統領令を公布し、ズデーテ

10) 矢田部順二、2004年、「チェコスロヴァキア国民委員会の成立 1938-39年——亡命政治活動初期における E. ベネシュの苦悩——」『修道法学』27巻1号、213-240頁。

ン・ドイツ人追放政策を実行した。ズデーテン・ドイツ人の資産凍結と没収、市民権の制限などが決定され、46年初めから47年にかけては移送列車が運行され、最終的には約250万人のドイツ系住民が組織的に国外退去処分された。このような施策はナチスへの協力とは無縁であったドイツ系住民をも対象とするものであり、ドイツ人であるからという集団的罪を問うものだった。

このように、ベネシュ大統領令とは、ロンドン亡命政府が1940年6月にイギリスから仮承認されて以降、「チェコスロヴァキア官報 *Úřední věstník československého*」によって告知されるようになった国家権力行使の立法形態である¹¹⁾。当時のベネシュ大統領の名前から俗にこう呼ばれている。領土が消滅し、正常に立法行為がおこなえない中、苦肉の策として採られたのが大統領令という形式であった。

すなわち、官報を通じて戦時下に必要な法律、決定・命令・規則は、「大統領令 *dekret* または大統領憲法令 *Ústavní dekret*」として公布された。この方式は1940年10月15日付チェコスロヴァキア官報、共和国大統領憲法令第2号（立法権の暫定行使）によって導入され、1945年8月25日付法令集暫定国民議会に関する共和国大統領憲法令第47番に基づく暫定国民議会の成立（1945年10月28日）まで続いた。大統領令は法律と同じ効力を持つとされたが、これを定めたのも戦時下の大統領令であったため、1946年3月28日付法令集第57番憲法法律によって、改めてそれまでの大統領令は正式に法律として規定され、法的拘束力を追認されている。公布総数は141あり、国外での公布が43、亡命政権帰還後の国内での公布が98あった。

数あるベネシュ大統領令の中でも、ズデーテン・ドイツ人問題に対する法令はその一部であり、「自由なき時期の財産権移転の無効性およびドイツ人、ハンガリー人、背信者、協力者、諸団体および組織の財産価値の民

11) Jech, Karel and Karel Kaplan, eds., 1995. *Dekrety Prezidenta republiky 1940-1945, I*, Brno, Ústav pro soudobé dějiny AV ČR, pp. 237-249. 矢田部, 1998年, 149-150頁。

族経営に関する共和国大統領令」(1945年法令集5月19日付第5番),「ナチス犯罪者,背信者およびその援助者の懲罰と特別人民裁判に関する共和国大統領令」(1945年法令集6月19日付第16番),「チェコおよびスロヴァキア民族の背信者または敵性ドイツ人,ハンガリー人の農業財産の没収と分割の加速に関する共和国大統領令」(1945年法令集6月21日付第12番),「ドイツ人,ハンガリー人などの敵性農地へのチェコ人,スロヴァキア人およびその他のスラブ人農民による定住に関する共和国大統領令」(1945年法令集7月20日付第22番),「ドイツ人およびハンガリー人のチェコスロヴァキア国籍の整理に関する共和国大統領憲法令」(1945年法令集8月2日付第33番)などの13の大統領令・法律・省令である。

2. 追放問題をめぐる体制転換後のチェコ=ドイツ関係

2-1. 体制転換直後の状況とランズマンシャフト

1989年11月のビロード革命は,チェコスロヴァキアにおける共産党支配を根底から覆すものであった。12月30日に新大統領に就任したヴァーツラフ・ハヴェル Václav Havel は,年明け早々東西両ドイツを公式訪問し,とくに対西ドイツ関係の改善を重視した。このときハヴェル側は,両国間の歴史的に未解決の問題にまで踏み込んで関係改善を訴えた。その歴史問題こそが上述したズデーテン・ドイツ人追放問題である。翌1990年3月15日,ハヴェルはチェコスロヴァキア解体51周年の式典で西ドイツ大統領も列席する中,遺憾の意を表する演説をおこなった。

これには伏線があった。実は体制転換直後の12月半ばシュトライブル Max Streibl バイエレン州首相は,チェコの新政府に対し,ズデーテン・ドイツ人への謝罪を要求していた。ハヴェル自身も異論派時代の地下活動と通じて,共産主義時代を一掃するには,共産党が過去の問題として顧みなかった戦後直後の非人道的問題(すなわち追放問題)を,解決しなければならない歴史問題と認識していた。実は共産党時代,追放問題には批判的視点をもつこと自体が反体制的とされていた。その理由は,共産党が反ファ

シズム闘争をその思想的基盤としていただけでなく、分断後の西ドイツは資本主義国として敵対する陣営の一角であったこと、また、追放されたズデーテン・ドイツ人の没収財産が、共産化以降のこの国における農業集団化や産業の国有化に有効であったためである¹²⁾。体制転換直後のチェコスロヴァキア新政権がこのようなみずからの歴史の非を認めたことは、国際的には高く評価されたが、国内では観念的で一方的行動として、多くの政党や世論から批判を浴びた。

このような状況の下で注目されたのが、バイエルン州に本拠をおく民間組織の「ランズマンシャフト Sudetendeutsche Landsmannschaft (ズデーテン・ドイツ郷人会)」だった。1947年に設立されたこの団体は、着の身着のまま移送されてくるズデーテン・ドイツ人を援助した。戦後のドイツにはチェコスロヴァキアからだけでなく、ポーランドをはじめとして東欧から多くのドイツ人難民が流入したため、難民対策は西ドイツ政府にとって戦後復興政策の重要な柱のひとつであった。追放されたズデーテン・ドイツ人の約4割を受け入れたバイエルン州では、州政府の労働社会問題省に難民問題を扱う部署が設けられ、難民への福祉政策などを行ってきた¹³⁾。ランズマンシャフトは1950年に全国組織となり、60年代以降は反共主義の立場から社会主義諸国の人権問題を問題視し、ドイツ系少数民族の権利擁護を訴えた。またキリスト教社会同盟(CSU)の支持団体となり、西ドイツにおける保守系世論の一翼を担った。これも、チェコスロヴァキアの共産党政権がズデーテン・ドイツ人追放問題を封印した背景のひとつである。

ハヴェルの謝罪を受け、ランズマンシャフトは1990年の後半から、ドイツ系住民の追放を決めた、いわゆるベネシュ大統領令の廃止と財産の返還、故郷への完全な権利回復をチェコスロヴァキア側に要求していった。ランズマンシャフト側は、これを「故郷に対する権利 (Recht auf die Heimat)」

12) 矢田部, 2010年, 173頁。

13) Bayerisches Staatsministerium für Arbeit und Sozialordnung, *Deportation, Flucht und Vertreibung: Ein Rückblick nach 40 Jahren*. München, 1987, pp. 23–31. 矢田部, 1997年, 272–274頁。

と称し、現在も主張している。追放されたズデーテン・ドイツ人の子孫は、ドイツの国内法によって、法的に追放問題に対する補償請求権を相続していることがその根拠であるが、1994年の調査では、ズデーテン・ドイツ人にルーツをもつ住民はバイエルン州人口1200万人のうち300万人を上回るともいわれ¹⁴⁾、チェコ側には憂慮すべき要求となった。

対応を迫られたチェコスロヴァキア側は、集団的にズデーテン・ドイツ人を断罪したことを誤りとしながらも、歴史は不可逆であり、(共産主義体制が成立した)1948年2月25日以前の没収財産の返還はなく、チェコスロヴァキア政府はベネシュ大統領令の見直しを考えない、と結論づけた¹⁵⁾。この国においては、ズデーテン・ドイツ人が「追放」された戦後の混乱期以前にも、1938年9月のミュンヘン協定と1939年3月の共和国解体によって、チェコ人の所有していた財産がドイツ系住民の手になかば強制的に渡った例があり、またその後1948年2月の共産化はチェコ人富裕層の財産を国有化、または公有化したため、ひとたびズデーテン・ドイツ人らの要求を認めれば、時期の異なる財産の補償請求権に歯止めがきかなくなる恐れがあった。これはその後、チェコスロヴァキア側(現在ではチェコ側)の基本的な考え方となった。

2-2. 外交問題化した追放問題

しだいに歴史問題が両国の外交関係に軋みをもたらす中、両国政府は友好条約交渉に入っていた。チェコスロヴァキア側にとっては欧州統合への歩みのためにドイツからの支持は不可欠であったし、ドイツ側にも東欧の隣国との経済関係の強化は必然であった。しかしこの条約交渉過程でも、ズデーテン・ドイツ人追放問題は交渉の争点となった。結果的にチェコス

14) Obrman, Jan, 1994. "Sudeten Germans Controversy in the Czech Republic" In: *RFE/RL Research Report*, No. 2. p. 12.

15) Bren, 1994. "Czech Restitution Laws Rekindle Sudeten Germans' Grievances" In: *RFE/RL Research Report*, No. 2. pp. 17-22.

ロヴァキア＝ドイツ善隣友好条約は1992年2月27日に締結されたが、ドイツ系住民の「追放」が、「移送（チェコ語で *odsun*、ドイツ語で *Abschiebung*）」だったのか、「追放（チェコ語で *vyhnání*、ドイツ語で *Vertreibung*）」だったのか、という歴史認識をめぐる激しい議論があった。このときはドイツ側がチェコスロヴァキアの欧州統合を支持する条文（第10条）と引き替えに、チェコスロヴァキア側が「追放」という文言を受け入れる形（前文など）で決着した¹⁶⁾。ただし、ベネシュ大統領令の廃棄を条文に盛り込むよう要求していたランズマンシャフトは、この条約を批判し、バイエルン選出の議員もドイツ連邦議会における条約の批准には反対票を投じた。

1992年12月31日、チェコスロヴァキアは、連邦を解体した。この年半ばの連邦議会選挙結果によって、ODS など急速な経済改革を求める政党が勝利したチェコ共和国と、より漸進的な市場経済化を主張する政党が勝利したスロヴァキア共和国の間で、連邦政府与党の形成が困難になったためである。独立国となったチェコにとって、急速に拡大する対ドイツ経済関係は安定的な体制移行に不可欠な存在となっていたが、他方、その後も、ズデーテン・ドイツ人追放問題とベネシュ大統領令の問題は両国関係に波紋を投げかけつづけた。さらにこのころから、追放問題をめぐる対独関係は、両国内の政党間における争点としてもクローズアップされることになる。

1994年、ドイツでは連邦議会選挙と州議会選挙が重なるスーパー選挙年を迎えたが、ドイツ・キリスト教民主同盟（CDU）とCSUの与党側は、チェコから見れば、ズデーテン・ドイツ人団体寄りを受け取る発言を繰り返した。これはランズマンシャフトをはじめとするズデーテン・ドイツ人団体の多くが、ドイツにおける保守政党の支持団体となっていることと関係していた。

他方、チェコ側では与党のODS閣僚がしばしばナチスによるチェコ人犠

16) Nagengast, 2010, p. 337. 矢田部, 2008年, 133-135頁。

性者への戦後補償問題に言及するようになる。ドイツによるナチス被害者補償は、西欧諸国ばかりでなくポーランドのように東欧諸国に対してもおこなわれていたが、チェコはドイツが戦後に体系的戦後補償をおこなわなかった唯一の国であった。1994年3月、チェコでは政府が独自にチェコ人ナチス犠牲者への戦後補償案を実施に移すこととなったが、この背景にはチェコ側・ドイツ側双方で戦後補償の問題を相殺したいという意図があった。また1995年3月にはチェコ憲法裁判所が、チェコ国籍を持つドイツ系住民から出されていた1945年法令集敵性財産没収および民族復興基金に関する共和国大統領令第108号の廃止訴訟を棄却した¹⁷⁾。これはチェコの司法もいわゆるベネシュ大統領令を法的に有効と認める決定を下した意味をもっており、補償要求の法的根拠に関わる「1948年2月期限」説を、チェコの司法府も追認したものであった。

1995年に入ると、当時のチェコ外相、ジェレニェツ Josef Zieleniec は、両国の相互理解のための「チェコ＝ドイツ未来基金 *Česko-německý fond budoucnosti*」の創設を呼びかけ、歴史に区切りをつける必要性を訴えた¹⁸⁾。しかしここでまた、追放問題をめぐる両国の歴史認識にはズレがあることが明らかとなり、共同声明の調印までには1年半あまりの時間を要した。状況が動いたのは96年半ばのチェコ議会選挙が終了し、クラウス第二次政権が成立したのちであった。両国は「相互関係およびその将来の発展に関するチェコ＝ドイツ声明」(チェコ＝ドイツ和解宣言)に合意し、翌1997年1月21日、クラウス首相とコール Hermut Kohl 首相が正式調印した¹⁹⁾。前文と8項目の条文からなる比較的短い共同声明には、双方が第二次世界大戦前後に生じた悲劇、すなわちナチスによる犯罪と、その結果としての集

17) *Sbírka zákonů České republiky*, No. 55 / 1995, pp. 762–773. (『チェコ共和国法令集』)

18) Obrman, 1994, pp. 9–10.

19) *Česko-německá deklarace o vzájemných vztazích a jejich budoucím rozvoji*. (テキストはチェコ共和国議会下院ホームページ、<http://www.psp.cz/eknih/1996ps/usneseni/u0221.htm> 参照。)

团的ズデーテン・ドイツ人追放を互いに遺憾とする条文が盛り込まれ、第7項にはチェコ＝ドイツ未来基金の設立がうたわれた²⁰⁾。

この和解宣言は歴史に一線を画するための政治的ジェスチャーを狙ったものだった。事実、EUからも良好な二国間関係の構築に資するものとして歓迎された²¹⁾。しかし、ランズマンシャフトは、条文中にベネシュ大統領令廃棄への言及がなかったことを強く非難し、署名がCDU/CSUのコール政権によっておこなわれたことを批判した。

3. EU加盟問題とベネシュ大統領令

3-1. 加盟交渉における歴史の軌

チェコがEUと連合協定を結んだのは、連邦解消後の1993年10月である²²⁾。そして加盟申請は96年1月におこなわれ、97年12月にルクセンブルクでおこなわれた首脳会議で中欧のポーランドやハンガリーなどとともに加盟候補国となった。1998年3月から加盟交渉が開始され、2002年12月のコペンハーゲン首脳会議において2004年5月の10カ国同時加盟の1国に認められた。EU加盟条約は2003年4月に結ばれ、6月におこなわれた加盟条約の是非を問う国民投票では、賛成票が77.3パーセントにのぼった。

その間、チェコでは1997年11月末にクラウス内閣が政治献金疑惑で総辞職し、トショフスキーJosef Tošovský 暫定内閣を経て、1998年の下院議会選挙においてチェコ社会民主党(ČSSD)が第1党となったことから、ゼマンMiloš Zeman内閣が成立した。この政権交代によってクラウス率いるODSは野党に甘んじた。ただ、このときゼマン内閣は中道左派政党と連立

20) 矢田部, 1998年, 139-146頁。このうち、チェコ＝ドイツ未来基金は1997年12月末に正式発足し、両国間の文化交流事業などを展開している(矢田部, 2010年, 179頁。)

21) ドイツ連邦議会では同年1月30日、チェコ議会下院では2月14日に可決され批准された(Tampke, Jürgen, 2003, p. 150.)。

22) チェコスロヴァキア時代には1991年12月に連合協定を締結したが、連邦解体によって締結し直された。

を組んだとしても少数派政権であったため、ČSSD は ODS と閣外協力協定を結んだ²³⁾。

2002年の下院議会選挙ののち、ゼマンは政界を引退したが、この選挙でČSSD は再び第1党となった。その後、ČSSD は2006年まで、シュピドラ Vladimír Špidla (2002年7月～2004年8月)、グロス Stanislav Gross (2004年8月～2005年4月)、パロウベク Jiří Paroubek (2005年4月～2006年8月) 首相と、社民党首班の中道左派内閣を形成した。なお、ハヴェル大統領任期満了を受けて2003年2月におこなわれた大統領選挙ではクラウスが勝利したが²⁴⁾、したがって、外交交渉としてのチェコの EU 加盟交渉は主として、ゼマン内閣とシュピドラ内閣のもとで進められた。

1998年12月、欧州議会における CDU/CSU 議員団長のナサウアー Hartmut Nassauer は、欧州委員会に対してベネシュ大統領令と EU 法の法的関係を検証することを要請する書簡を送った²⁵⁾。これを受ける形で1999年4月、欧州議会は加盟交渉におけるベネシュ大統領令の問題を指摘する議決を可決した。この議決には、

「欧州議会は、ハヴェル大統領がおこなった和解の声明と同じ精神で、1945および1946年以来効力をもつとされる、チェコスロヴァキアから個別の民族集団追放を決めた法律と大統領令を廃止するようチェコ政府に要請する²⁶⁾」

という文言が盛り込まれていたが、ランズマンシャフトなど、ズデーテン・ドイツ人の被追放者団体を勇気づけるものとなった。これは、1993年にコペンハーゲン基準が打ち出されてから、ランズマンシャフト側は、人権との絡みでベネシュ大統領令の問題を批判する戦術に出ているからである。

23) この閣外協力の結果として、クラウスは下院議長に就任した。

24) チェコの大統領選挙は議会議員による間接選挙である。2003年2月の選挙では第3回投票までもつれ、最終的にクラウスが勝利した。

25) Nagengast, 2010, p. 339.

26) Resolution on the Regular Report from the Commission on Czech Republic's Progress towards Accession. (Enlargement - A4-0157/99)

しかし、1998年10月のドイツにおけるシュレーダーGerhard Schröder 政権の誕生はランズマンシャフトにとっては逆風となった。ドイツ社会民主党 (SPD) と緑の党による中道左派政権は、それまで保守政党の票田となってきた被追放者団体の活動には好意的でなく、また SPD は欧州拡大路線を支持していたからである。2000年、ランズマンシャフトの会頭は1956年生まれのパッセルト Bernd Posselt に交代した²⁷⁾。前任者のノイバウアー Franz Neubauer に比べれば26歳若い新たなリーダーは当初、比較的穏健な指導者と考えられていた。

2001年11月6日には、EU = チェコ共同議会委員会がチェコの加盟資格に関する交渉の概要をまとめた。そこでは EU 代表団が審査することのひとつとして、ベネシュ大統領令が EU 現行法とコペンハーゲン基準に抵触しないかどうかという点が指摘された (第41条)。他方、このころ欧州委員会で拡大問題を担当していたフェアホイゲン Günter Verheugen はチェコの加盟資格にベネシュ大統領令問題を絡めることには否定的であった²⁸⁾。

むしろ、ベネシュ大統領令の問題が2002年に再燃した原因はチェコ側にあった。和解宣言調印5周年に当たり、オーストリアの雑誌『プロフィール Profil』のインタビューに応じたゼマン首相が、2002年1月21日に、

「ズデーテン・ドイツ人が中欧の民主主義の唯一の存在であったチェコスロヴァキアを破壊した、ヒトラーの第五列であったことは忘れられるべきではありません。…ズデーテン・ドイツ人は移送されただけだったのでから幸せです。あなたは裏切り者と本当に和解を望むことができますか？」

と発言したことがきっかけであった²⁹⁾。

27) ランズマンシャフト・ホームページ (Die Sudetendeutsche Landsmannschaft, http://www.sudeten.de/cms/?Die_Sudetendeutsche_Landsmannschaft)

28) Nagengast, 2010, p. 340. なお、フェアホイゲンは SPD が野党時代にコール政権の対チェコ外交を批判していた人物である。

29) Ibid.; Domnitz, Christian, 2007, pp. 33-34.

当然のことながら、ゼマンの不穏当な発言は、その後ドイツやオーストリアからの強い反発に遭った³⁰⁾。ポッセルト・ランズマンシャフト会頭は、「まったくもって、信じがたい歴史の改竄だ。ゼマンの発言はベネシュ大統領令が純粹人種主義であることの証左であり、EU加盟など許されない」

と怒りをあらわにし、2月に予定されていたシュレーダー首相のチェコ訪問も延期された。ハンガリーのオルバーン Viktor Orbán 首相も加盟候補国として資格がないと批判した。

2002年のチェコでは下院議会選挙が予定されており、ゼマンはドイツやオーストリアがベネシュ大統領令を問題視することに対するチェコ国民の不满を選挙戦に活かすことを考えていたといわれる。これは、チェコ国内の既存政党がチェコ国内世論の支持獲得のため、EU加盟問題に関連づけて、ベネシュ大統領令の問題を利用し始めたことを表している。ODSのクラウスもこの年半ばの選挙を控え、国家主権の重要性を訴えるとき、「チェコ国民が角砂糖のようにEUという名のコーヒーに溶けてしまっただけか」の比喩を好んで用いた。この比喩はその後、統合懐疑論者のクラウスの考え方を象徴的に表す表現となった。

こうした状況に、チェコ、ドイツ両政府は事態の沈静化を図った。フィシャー-Joschka Fischer 独外相は2月20日、カヴァン Jan Kavan チェコ外相とともにチェコ・テレビのインタビューに出演し、ドイツ側には統合拡大問題を独=チェコ間の二国間問題に絡めるつもりはないと述べた。なお、2002年4月24日にはチェコ下院議会において、「共和国大統領令に関する決議」が可決されたが、これはベネシュ大統領令を廃棄する意志がないこと

30) 1999年のオーストリア議会選挙では、極右政党の自由党が躍進し、オーストリア国民党(ÖVP)はオーストリア自由党(FPÖ)との連立政権を2000年に樹立した。これはEUの猛反発を買ってこの連立は解消されたが、このときFPÖ党首のハイダー-Jörg Haiderは、ベネシュ大統領令を廃棄しない限り、オーストリアはチェコのEU加盟を阻止する、などと発言していた。

を共和国議会として確認するもので、チェコ側の強気の姿勢が浮き彫りになった³¹⁾。

2002年のチェコ下院選挙は、投票率が58パーセントと低迷したが、主要政党が議席を減らす中、チェコ・モラヴィア共産党 (KSČM) は議席数を伸ばし第3党に躍進した³²⁾。ČSSD はほかの中道政党と連立協定を結び、シュピドラ内閣が発足して、かろうじて政権与党の座を維持した。ドイツでも2002年9月の選挙では、連邦議会において SPD と緑の党が勝ち、シュレーダー内閣が存続した。バイエルン州での CSU に対する支持は安定していたものの、CDU/CSU が与党に復帰しなかったことは、ランズマンシャフトには不利なものとなった。

2002年初夏以降も、欧州議会では CDU/CSU 議員団を中心にベネシュ大統領令の問題がくすぶり続けたが、2002年末にかけて、チェコの EU 加盟交渉はシュピドラ内閣と欧州委員会の統合拡大論者を中心に進められた。なお、チェコが EU 加盟国となる直前の2004年4月13日には、「エドヴァルト・ベネシュの功績に関する法律」と題する全2条の非常に短い法律が議会下院で可決された³³⁾。この法律が作られた背景は、単にベネシュの功績をたたえるということではなく、むしろ EU への正式加盟後にランズマンシャフトなどからのベネシュ大統領令問題に対するさらなる問題提起を抑止する意味が込められていた。ベネシュの政治については、チェコ国内でも1938年のミュンヘン協定や1948年の共産化に対する責任論が根強く、上院では可決されなかったが、クラウスは下院における再可決ののち法律に

31) Ibid., pp. 79–85.

32) ČSSD 30.20%, ODS 24.47%, KSČM 18.51%であった。(チェコ統計局ホームページ、「2002年下院選挙結果」、<http://www.volby.cz/pls/ps2002/ps2?xjazyk=CZ>)

33) 全文は、以下の通りである。(Sbírka zákonů České republiky, No. 292 / 2004, p. 6218.)

「2004年4月13日付エドヴァルト・ベネシュの功績に関する法律」

国会はこのチェコ共和国法律を可決した。

第1条：エドヴァルト・ベネシュは国家に貢献した。

第2条：この法律は公布の日から効力を発する。

署名し、ベネシュ法は成立した。

3-2. EU 加盟前後の政党の主張

このように、2002年から2003年にかけてのベネシュ大統領令とチェコのEU加盟問題をめぐる論争は、ベネシュ大統領令というチェコ側が譲りがたい歴史問題をめぐって、議会選挙に対する政党の思惑が複雑に絡んで、対応の難しい問題になった。チェコのEU加盟交渉は、当然のことながら、この歴史問題だけではなく、ロマ系少数民族への対応の問題点をはじめとして、政治・経済・社会政策の多分野にわたった。にもかかわらず、リスボン条約の批准問題との関連でベネシュ大統領令の問題が重要なのは、このときチェコの諸政党が議会選挙をにらんで、チェコ国民の民族感情を揺り動かす歴史問題を利用したところにある。すなわち既存の諸政党はズデーテン・ドイツ人追放問題およびベネシュ大統領令という歴史問題を有権者からの支持拡大のために「政治化」したことになる。

このような論争を通じて、チェコの主要政党（ČSSD, ODS, KSČM, キリスト教民主同盟 KDU-ČSL, 緑の党 SZ, など）の欧州統合に対する姿勢は、統合推進派と統合懐疑派に色分けされていった。ČSSD や中道左派政党は統合推進派、ODS, KSČM は統合懐疑派という分類である³⁴⁾。2010年5月にも下院議会選挙がおこなわれたが、KDU-ČSL と SZ は議席獲得に必要な5パーセントの得票率を得られず、下院から姿を消した。ここでは上記5政党のうち、2010年選挙後も議席を有する政党の主張を2004年の加盟前後の2回の議会選挙（2002年、2006年）の各党マニフェストの比較によって概観する³⁵⁾。

(1) EUにおけるチェコのメンバーシップ

ČSSD は2002年選挙では、「EU への加盟を推進する」、2006年選挙では

34) Carbone, Maurizio, ed., 2010, pp. 198–203., Szczerbiak and Taggart, eds., 2008, pp. 251–258.

35) Havlík, Vlastimil, 2009, pp. 164–167.

「ČSSD 政権のときチェコ共和国は欧州連合への加盟を成功裏に果たし、経済成長の加速化に貢献した。…わが国のさらなる発展に基本的な意味をもっているのは欧州連合のメンバーシップである」としている。

ODS は、「わが国の EU 加盟は可能な限り最短で実現されねばならない」と2002年に述べたが、2006年には「EU 加盟によってわが国には大きな政治的かつ経済的空間が開かれた」とした。

KSČM は2002年の綱領では「EU へのチェコの加盟を決めるのは市民でなければならない」とし、2006年には「批判的な留保をもって欧州連合におけるチェコ共和国のメンバーシップを尊重する」としている。

この項目については、加盟の前後とも、ČSSD と ODS は EU のメンバーシップについて肯定的評価だが、KSČM では加盟後に否定的な評価が高まっていることが窺われる。また、ČSSD はみずからが政権の座にあったとき EU 加盟が実現したことを誇示している。

(2) EU 法の基本

ČSSD は2002年には記述がなく、2006年には「欧州憲法条約の文言は、その目的を満たすための全欧的議論に向けた重要な出発点のひとつと考える」とした。

ODS も2002年には記述がなかったが、2006年には「いわゆる欧州憲法を否定することは欧州統合にとっての破局ではない」と記述した。

KSČM は2002年、2006年ともに記述していない。ここから明らかなのは、KSČM は別として、ČSSD と ODS の EU 法への評価は180度逆の評価になっていることである。国家主権を優先して考える ODS は、欧州憲法をやはり否定的に捉えていた。

(3) 決定の論理

ČSSD は2002年には記述がないが、2006年は「チェコの社会民主主義者は欧州連合を弱体化するような政治を拒否する。自由貿易の面だけで欧州連合を捉えるような狭い考え方に反対する」とした。

ODS は2002年の綱領に、「われわれは欧州委員会や欧州議会の権限強化

を支持しない。…欧州評議会における議決に際しては、国家主権の鍵となる問題における国家的拒否を保護する権利を維持する」と記載したが、2006年は記述がない。ただ2002年の記述からも、国家主権の行使を阻害するような EU の意志決定には反対が根強いと分かる。すなわち、この観点でも ČSSD と ODS の考え方は180度分かれている。

なお、KSČM は2002年、2006年ともに記述していない。

(4) 共通通貨

ČSSD は2002年には記述がないが、2006年には「2010年にユーロ導入のための必要事項をすべて実現する」とした。ODS は2002年には「ユーロ導入問題は…わが国にはさしあたり時期尚早である」とし、2006年には記述がなかった。KSČM は2002年には記載がないが、2006年には「ユーロに加入することは国家の社会的かつ経済的安定の課題ではないと思われる」と述べている。

この項目では ČSSD だけがユーロ導入に積極的姿勢を示しており、ODS や KSČM はユーロの早期導入には反対であることが理解できる。

(5) 単一市場

ČSSD も KSČM も、2002年、2006年ともに記載がない。

ODS は2002年には「不要な障壁のない開放され風通しの良い市場はチェコの国益である」、2006年には「わが国にとって EU の最大の可能性であり欧州統合の基本は単一の欧州市場が永続すること」としている。ここから分かることは、新自由主義の立場を取る ODS が、自由貿易の市場としての EU を重視している姿勢であろう。

(6) 共通外交・国防政策

ČSSD は2002年には記述がないが、2006年は「ヨーロッパの安全の目的と課題を実現しうる欧州連合の安保戦略を優先すること、…共通した欧州外交・安全保障・軍事政策の深化と拡大に参加し、喫緊の世界の安全保障問題を解決するために欧州連合の影響力を強化する」と記載した。

ODS は2002年には「欧州のいかなる軍事的かつ安全保障上の計画も

NATO の弱体化につながってはならない。…EU 加盟国との軍事協力は当然支持するが、共通した欧州軍の創設には反対する」とし、2006年には、「共通の欧州外交政策は依然として自発的であり全員一致に基づくものでなければならない」と記述している。

KSĀM も2002年には記述がないが、2006年には「外交・安全保障面で EU と加盟国が国際法と全加盟国間の相互尊重を遵守するように、またあらゆる危険を減少させ、大量破壊兵器を段階的に廃棄することを強化するようにする。…欧州安全保障構造には EU 以外の国家も含んだ全欧州の国家が属する」としている。

この課題においては、EU の政策によって国家の外交政策や国防政策が影響を受けることに ODS がもっとも強く懸念を表明していると考えられる。

これらは、選挙綱領における基本姿勢であり、中には抽象的にぼかして表現されている項目もあると考えられる。とはいえ、ĀSSD が政治分野における欧州統合についても積極的であることと比べると、ODS の姿勢は、より緩やかで経済面を重視した欧州統合であり、この傾向は加盟実現後一層鮮明に打ち出されていると見なすことができる。欧州憲法条約が2005年に暗礁に乗り上げたあと、その空白を埋めるためにリスボン条約が2007年に提案されたことを、クラウスとはじめとする ODS の政治家らが警戒する理由はここに現れているといえよう。

3-3. クラウスら欧州統合懐疑論者の主張とリスボン条約案

チェコの正式加盟から1年、2005年、EU は欧州憲法条約の批准問題で揺れた。フランスとオランダにおける国民投票における批准拒否によって、チェコでも議会における批准手続きは停止された。前節で見たように、チェコの欧州統合懐疑論は、ODS と KSĀM に根強いが、以下では2005年以降のクラウスら ODS の欧州統合懐疑論者の主張を概観しておく。

2005年4月、クラウスはみずからが主宰するシンクタンクの政治経済センター Centrum pro ekonomiku a politiku の紀要（4月号『欧州憲法にわれ

われのイエス・ノーを言おう』)に巻頭言を寄せ、「欧州憲法条約の主権の考え方はチェコの主権とは相容れない」と記した³⁶⁾ほか、同じく9月号(『欧州憲法の失墜』)にも、人為的に統合を急ぐべきではなく、民衆の議論が欠けてはいけないという趣旨の言葉を寄せた³⁷⁾。国家主権に対するクラウスの姿勢は一貫するもので、2008年にチェコの上院が憲法裁判所にリスボン条約の合憲性に関して判断を仰いだときの大統領の上申書(6月3日)でも、チェコの主権とリスボン条約の整合性について疑問を呈している³⁸⁾。

クラウスら欧州統合懐疑論者はみずからの主張を「ユーロリアリズム」と呼んでいる³⁹⁾。ユーロリアリズムの立場は一言で言えば、欧州統合は平等な欧州各国の共同体であるべきだという主張である。そして欧州憲法やその後のリスボン条約など、最近のEUの動向を、ヨーロッパ連邦の実現に傾きすぎているとして批判する。したがって自分たちこそが統合賛成派であり、欧州統合の反対者ではないとするロジックも使われる。2009年夏にリスボン条約の違憲審査を憲法裁判所に再請求したオベルフェルゼル上院議員(ODS)も、その一人である。公開質問書への返答として書かれた「私は欧州賛成派だからリスボン条約に反対するのだ」は、その一例である。

「EU加盟に関する国民投票では私は賛成票を投じました。チェコにとってはほかの選択肢はなかったと思います。…まだ私がODSの地方支部にいたころ、欧州憲法条約の批准手続きが始まり、…条文を精読して確信したのです、それは欧州を連邦化することであり、とりわけEUの原加盟国にとっての好ましい域内秩序を作るためのものなのだ

36) <http://www.klaus.cz/clanky/542>

37) <http://www.klaus.cz/clanky/1527>

38) Klaus, Václav, 2009. *Prezident republiky k Lisabonské smlouvě*, Praha, Euromedia, pp. 9–12. なおこの書籍は、クラウスの憲法裁判所に対する上申書、および憲法裁判所における証言に、上記注36)の記事を足して、英仏独語の部分訳を付して2009年に出版されたものである。

39) 例えば, Jan Zahradil, 2001. “Czech Eurorealism: A Manifesto.” *The European Journal*, Vol. 9, No. 1, pp. 24–30.

(<http://www.europeanfoundation.org/docs/ej0901.pdf>)

ということです。…⁴⁰⁾」

この主張はチェコの EU 統合を是としながらも、欧州統合の方向性や速度に対して疑問をもつ人々の代表的な感覚と言ってよい。

なお、チェコにおいては、クラウスのほかにも欧州統合懐疑派として著名になりつつある人物が複数いる。マフ Petr Mach は1975年生まれの経済学者であり、クラウス側近として上述の政治経済センター所長に1999年に就任し、2003年から2007年は大統領補佐官を務めた。2009年初頭に自由市民党 (SSO) を創設し、2010年の下院選挙にもノミネートしたが惨敗した。『いかにして EU を脱退するか』(2010年)の著書もあり⁴¹⁾、1989年の「革命」時にまだ就学年齢だった世代ながら、懐疑論者の中でも最右翼である。

また、ザフラジル Jan Zahradil (1963年生まれ)の活動は、欧州議会議員としてチェコ以外の欧州統合懐疑派と連携するものである。2004年に ODS から欧州議会議員に当選後、ザフラジルは欧州議会に保守派を送り出している英国・保守党やポーランドの法と正義 (PiS) などの議員と「欧州保守派および改革者 (ECR)」を結成し、2009年3月にはプラハ宣言をまとめるなど、欧州の連邦化に反対する活動を主導している⁴²⁾。ただし、ザフラジルの主張もチェコでは少々偏った考え方として受けとめられている。

2006年の下院選挙では ČSSD が敗れ、約8年ぶりに ODS が政権を奪還した。2004年から2005年前半にかけての欧州憲法条約の是非をめぐるのは、チェコ国内でも賛成・反対の両論が激しく対立していたので、憲法条約案が頓挫したことは、条約成立を推進してきた ČSSD には、下院選挙戦で不利に働いたとの見方がある⁴³⁾。新内閣の首相には ODS のトボラーネクが

40) オベルファルゼル議員ホームページ記事

(<http://www.oberfalzer.cz/komentare/233-jsem-proevropsky-a-proto-nechci-lisabonskou-smlouvu>)。

41) Mach, Petr, 2010. *Jak vystoupit z EU*, Praha, Laissez Faure, p. 103.

42) ECR ホームページ (<http://www.ecrgroup.eu/>)。なお、ECR にはこのほかに、ベルギーやハンガリー、オランダ、ラトヴィア、リトアニアの議員も参加している。

43) Carbone, Maurizio, ed., 2010, p. 203.

就任した。

すなわち2007年夏に始まったリスボン条約起草作業の政府間交渉は、トポラーネク内閣のもとでおこなわれたが、交渉の担当者の中心はシュヴァールツェンベルク Karel Schwarzenberg 外相とヴォンドラ Alexandr Vondra 欧州問題担当副首相だった。シュヴァールツェンベルクは、連立与党、緑の党の推薦で入閣し、欧州統合懐疑論者ではなかったし、またヴォンドラも欧州統合を推進してきた人物である⁴⁴⁾。トポラーネク内閣が ODS 中心の政府ながら、リスボン条約の調印にこぎ着けた背景には、ODS 内部の非懐疑論者の存在があったといえる。しかし、最終的に議会における批准問題への結論を出す段階に至ると、トポラーネク内閣は2009年3月に与党議員の造反により不信任され、政権崩壊という代償を払うことになった。

お わ り に

以上、本稿では、チェコによるリスボン条約の署名問題の際にベネシュ大統領令がクラウス大統領の懸念となった遠因をさかのぼって検討してきた。もともとベネシュ大統領令は第二次世界体制後のチェコの国家存立基盤に重要な法的裏付けを与えるものであった。ドイツ系住民の追放が当時、組織的かつ集団的におこなわれたことは、現在の人権尊重の考え方から見れば批判されるべきことである。しかし、同時にベネシュ大統領令の問題は、チェコの EU 加盟交渉の中で、過度に政治化され、不幸なことにチェコの国内外でさまざまな政治的潮流から利用された側面も指摘できるのではないか。その議論の中からは、クラウスに代表される ODS の欧州統合懐疑論が、必ずしも ODS 全党の意思ではない、という分析も指摘できる。

なお、2010年5月末の下院議会選挙では、体制転換以後、チェコ政党政治の結晶化の中で主要政党に数えられてきた中道政党の、KDU-ČSL と SZ が支持を失い議会から姿を消し、代わって「トップ09 (TOP09,)」、 「公共

44) Ibid., p. 205.

のもの（Věci veřejné, VV）」という中道右派新党がそれぞれ、得票率16.70パーセント（41議席）、10.88パーセント（24議席）を得て、連立交渉の結果 ODS とともに政権に参加した。ODS は得票率20.22%で第2党となったが、28議席減の53議席しか得られなかった⁴⁵⁾。

2010年の選挙綱領によれば、TOP09 の対 EU 政策はそれほど詳細には表現されていない。リスボン条約については「(欧州統合に) 十分な枠組を提供した」と表現し、西バルカン半島諸国への拡大に支持を表明した⁴⁶⁾。少なくともリスボン条約には否定的ではない表現である。また VV はユーロへの加入を2013年以降と主張するほか、農政における2005年以前の加盟国と以降の加盟国の格差是正を訴え、またトルコの EU 加盟に反対を表明している⁴⁷⁾。この政党は直接民主制の部分的導入を主張しており、対 EU 政策においても国民投票を求めている点では、ブリュッセル主導の EU 政策には距離をおこうとしているようである。

選挙結果からは、明らかに中道政党支持層のほか ODS 支持層の一定の部分が、これら新党の支持に回ったことが見て取れる。国政選挙は対 EU 政策のみが国民の関心事ではないが、リスボン条約批准問題へのクラウス大統領の対応と、この選挙結果にどのような関係があるのかを分析する必要があろう。またこれら新党の対 EU 政策もより詳細に検証すべきである。ただ、現状では筆者は詳細な情報を持ち合わせていない。次の課題としたい。

(2010年10月28日)

45) チェコ統計局ホームページ、「2010年下院選挙結果」、

<http://www.volby.cz/pls/ps2010/ps2?xjazyk=CZ>。

46) 「TOP09 選挙綱領2010」（2010年10月22日閲覧）

<http://www.top09.cz/proc-nas-volit/volebni-program/volebni-program-2010/zahranicni-politika-1352.html>

47) 「Věci veřejné 選挙綱領2010」（2010年10月22日閲覧）

<http://www.veciveřejne.cz/program-vv-zahranicni-politika.html>

参 考 文 献

1. 資料集・法令集

- Jech, Karel and Karel Kaplan, eds., 1995. *Dekrety Prezidenta republiky 1940–1945, I, II*, Brno, Ústav pro soudobé dějiny AV ČR.
- Komu sluší omluva: Češi a sudetští Němci (Dokumenty, fakta, svědectví)*, 1992. Praha, Erika.
- Zákon ze dne 13. dubna 2004 o zásluhách Edvarda Beneše. *Sbírka zákonů* č. 292 / 2004 Strana 6218 Částka 96, <http://aplikace.mvcr.cz/archiv2008/sbirka/2004/sb096-04.pdf>

2. 単行本

- Carbone, Maurizio, ed., 2010. *National Politics and European Integration: From the Constitution to the Lisbon Treaty*, Cheltenham, Edward Elgar Pub. Ltd.
- Černý, B., J. Křen, V. Kural and M. Otáhal, eds., 1990. *Češi Němci odsun: Diskuse nezávislých historiků*, Praha, Academia.
- Domnitz, Christian, 2007. *Zápas o Benešovy dekrety před vstupem do Evropské unie: Diskuse v Evropském parlamentu a v Poslanecké sněmovně Parlamentu ČR v letech 2002–2003*, (přeložil M. Spurný) Praha, Dokořán.
- Hanley, Seán, 2008. *The New Right in the New Europe: Czech Transformation and Right-Wing Politics, 1989–2006*, New York, Routledge.
- Havlík, Vlastimil, 2009. *České politické strany a evropská integrace: Evropeizace, evropanství, euroskepticismus?*, Brno, MUNI Press.
- Klaus, Václav, 2009. *Prezident republiky k Lisabonské smlouvě*, Praha, Euromedia.
- Mach, Petr, 2010. *Jak vystoupit z EU*, Praha, Laissez Faure.
- Piris, Jean-Claude, 2010. *The Lisbon Treaty: A Legal and Political Analysis*, New York, Cambridge University Press.
- Staněk, Tomáš, 1991. *Odsun Němců z Československa 1945–1947*, Praha, Academia, Naše Vojsko.
- Szczerbiak, Aleks and Paul Taggart, eds., 2008. *Opposing Europe?: The Comparative Party Politics of Euroscepticism, Vol. 1, Case Studies and Country Surveys*, Oxford, OUP.
- Tampke, Jürgen, 2003. *Czech-German Relations and the Politics of Central Europe: From Bohemia to the EU*, New York, Macmillan.
- Ústav mezinárodních vztahů ed., 1995. *Právní aspekty odsunu sudetských Němců: Sborník*, Praha.

3. 論文

- Blumenwitz, Dieter, 1994. “Benešovy dekrety z roku 1945 z hlediska mezinárodního práva” In: *Edvard Beneš a Střední Evropa*, 86–96, Praha, Institut pro středoevropskou kulturu a politiku.
- Bren, Paulina, 1994. “Czech Restitution Laws Rekindle Sudeten Germans’ Grievances” In: *RFE/RL Research Report*, No. 2.
- Camyar, Isa, 2010. “Europeanization, Domestic Legacies and Administrative Reform in Central and Eastern Europe: A Comparative Analysis of Hungary and the Czech Republic” In: *European Integration*, Vol. 32(2): 137–155.
- Linden, Ronald H. and Lisa M. Pohlman, 2003. “Now You See It, Now You Don’t: Anti-EU Politics in Central and Southeast Europe” In: *European Integration*, Vol. 25(4): 311–334.
- Naegele, Jolyon, 2002. “The Benes Decrees: How Did They Come to Be and What Do They Mandate?” In: *RFE/RL (March, 2002)*, <http://www.rferl.org/content/article/1098965.html>.
- Nagengast, Emil, 2003. “The Beneš Decrees and EU Enlargement” In: *European Integration*, Vol. 25(4): 335–350.
- Obrman, Jan, 1994. “Sudeten Germans Controversy in the Czech Republic” In: *RFE/RL Research Report*, No. 2.
- Peers, Steve, 2010. “The Beneš Decrees and the EU Charter of Fundamental Rights”: 1–14, <http://www.statewatch.org/news/2009/oct/lisbon-benes-decree.pdf>.
- Winkler, Pavel, 1994. “Dekrety prezidenta republiky z období 1940–1945” In: *Mezinárodní vztahy*, No. 3: 20–29.

4. 邦語文献

- 矢田部順二, 1997年, 「『追放』ズデーテン・ドイツ人補償問題をめぐるチェコ＝ドイツ関係の現状」 齊藤孝編『20世紀政治史の諸問題』, 彩流社, 263–300頁。
- 矢田部順二, 1998年, 「『チェコ＝ドイツ和解宣言』の調印に見る戦後の清算——ズデーテン・ドイツ人の『追放』をめぐって——」『修道法学』20巻 1号, 119–154頁。
- 矢田部順二, 2010年, 「チェコ＝ドイツ未来基金設立の背景と現状——民主化がもたらした歴史認識の問題を中心に——」編『変容する冷戦後の世界——ヨーロッパのリベラルデモクラシー』, 春風社, 167–192頁。

6. インターネット

Česko-německý fond budoucnosti (チェコ＝ドイツ未来基金)

<http://www.fondbudoucnosti.cz/>

Ne Lisabonu: Pro Evropu bez Lisabonské smlouvy (反リスボン〜リスボン条約のない欧州のために)

<http://www.nelisabonu.cz/uvod>

Václav Klaus (ヴァーツラフ・クラウス [大統領ホームページ])

<http://www.klaus.cz/>

Abstract

The Lisbon Treaty for the Czech Republic: A Historical Issue as the Opportunity to Ask Her Identity

In October, 2009, Václav Klaus, the President of the Czech Republic signed the instrument of ratification of the Lisbon Treaty. The treaty took effect in December. The Czech Republic was the last member state to ratify this treaty.

The ratification process by the Czech Republic lasted nearly two years. The reason stemmed from the fear that the jurisprudence of the Czech Republic may conflict with the Charter of Fundamental Rights of the European Union established by the Lisbon Treaty. At the core was the problem with the Beneš presidential decrees.

This paper first analyzes the relation of expelled Sudeten Germans and the Beneš decrees as a historical issue, and then shows how the problem became a diplomatic dispute between the Czech Republic and FRG in the transformation from 1989. Furthermore, it will examine how the issue became a focus in the negotiation process of EU membership for the Czech Republic, resulting in a gradual politicization of the Beneš decrees by Czech political parties during this process.

This will account for why Czech skeptics of European integration made a point of the Beneš decrees, meaning that the Beneš decrees were used as their policy against federalization of Europe.